

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていよいものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
(監査報告書等の記載事項)		
第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日をして自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日をして自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。	(監査報告書等の記載事項)	
第四条 「同上」		
(監査報告書等の記載事項)		
イ 中間監査報告書 次に掲げる事項	一 二 イ 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の意見に関する次に掲げる事項	一 二 イ 中間監査の対象

	(1) 当該意見に係る中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲
(2)	中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間（中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間（中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。）以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見
	イ(2)に掲げる意見の根拠
	中間財務諸表等規則第五条の十八（中間連結財務諸表規則第十七条の十四において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
	「号の細分を削る。」 「号の細分を削る。」 「号の細分を削る。」
三 ト ハ ホ ニ	〔略〕
四 〔略〕	経営者及び監査役等の責任
五 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任	中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の結論
六 四半期レビュー報告書 次に掲げる事項	四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の結論
七 当該結論に係る四半期レビューの対象となつた四半期財に 関する次に掲げる事項	当該結論に係る四半期レビューの対象となつた四半期財

〔号の細分を加える。〕

<p>ホリニ</p> <p>〔略〕</p> <p>経営者及び監査役等の責任</p>	<p>ハロ</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p>	<p>(2) 務務諸表等の範囲</p> <p>四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等（四半期会計期間及び四半期財務諸表等規則第三条第六号に規定する四半期累計期間をいう。以下同じ。）（四半期連結財務諸表の場合には、四半期連結会計期間等（同条第五号に規定する四半期連結会計期間及び同条第七号に規定する四半期連結累計期間をいう。）以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論</p> <p>イ(2)に掲げる結論の根拠</p> <p>四半期財務諸表等規則第二十一条（四半期連結財務諸表規則第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項</p>
---	---	---

〔号の細分を加える。〕
〔号の細分を加える。〕

二ハ口 経営者の責任

四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任

四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等（四半期会計期間及び四半期財務諸表等規則第三条第六号に規定する四半期累計期間をいう。以下同じ。）（四半期連結財務諸表の場合には、四半期連結会計期間等（四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間及び同条第七号に規定する四半期連結累計期間をいう。）。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論

ホ 「同上」

「号の細分を加える。」

四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任

〔略〕

〔号の細分を加える。〕

〔2・3 略〕

第一項第一号口に掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

〔一・二 略〕

三 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が監査の対象となつた財務諸表等に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由
ロ 実施できなかつた重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかつた事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

四 〔略〕

〔略〕

六五 第一項第一号ホに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする

七 第一項第一号ヘに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。
一 経営者の責任 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 繼続企業の前提（財務諸表等規則第八条の二十七条（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第七号において同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

〔号の細分を加える。〕

〔2・3 同上〕

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

第一項第一号ホに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適當と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

四 〔同上〕

〔同上〕

六五 第一項第一号ホに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適當と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

七 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 繼続企業の前提（財務諸表等規則第八条の二十七条（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二 監査役等の責任 財務報告（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）第二条第一号に規定する財務報告をいう。以下同じ。）に係る過程を監視する責任があること。

〔8／10 略〕
〔項を削る。〕

11

第一項第二号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨
- 二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨の意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨
- 三 中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示して記載するものとする。

12
第一項第二号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨
- 二 中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。
- 三 第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

二 監査役等の責任 財務報告（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）第二条第一号に規定する財務報告をいう。以下同じ。）に係る過程を監視する責任があること。

〔8／10 同上〕
〔項を加える。〕

11
第一項第二号イに掲げる中間監査の対象は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲について記載するものとする。

財務諸表等に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第

二号に掲げる意見とした理由

口 実施できなかつた重要な中間監査手続及び当該重要な中間

監査手続を実施できなかつた事実が影響する事項並びにこれ

らを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

四 第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の
区分である場合には、中間監査の対象となつた中間財務諸表等
が有用な情報を表示していない理由
が有用な情報を表示していない理由
「項を削る。」

「項を削る。」

12||

第一項第二号口に掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項につ

いて記載するものとする。

一 中間財務諸表等の作成責任は経営者にあること。
二 中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を

整備及び運用する責任は経営者にあること。

一 第一項第二号ハに掲げる中間監査を実施した公認会計士又は監
査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。
二 中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を
整備及び運用する責任は経営者にあること。

と。

二 中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準

拠して行われた旨

三 中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法
人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な情
報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表
示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること

四 中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じ
て追加の監査手続を適用して行われていること。

五 中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並び
に経営者によつて行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等
の表示を検討していること。

六 中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した公認会計

士又は監査法人の判断によること。

七 中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八 中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

「項を削る。」

13|| 第一項第二号ニに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、中間監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

14|| 第一項第二号ホに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するもの

15|| 第一項第二号ニに掲げる事項は、中間財務諸表等規則第五条の間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示しない旨及びその理由
第一項第二号ホに掲げる事項は、中間財務諸表等規則第十七条の十八又は中間連結財務諸表規則第十四条の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区別して記載するものとする。

「項を加える。」

とする。

一 経営者の責任 次に掲げる事項

イ 中間財務諸表等を作成する責任があること。

ロ 中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制

を整備及び運用する責任があること。

ハ 繼続企業の前提（中間財務諸表等規則第五条の十八（連結中間財務諸表規則第十七条の十四において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第七号において同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二 監査役等の責任 財務報告に係る過程を監視する責任があること。

15||

第一項第二号へに掲げる中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二 一般に公正妥当と認められる中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 中間監査は分析的手続等（分析的手続、質問及び閲覧をいう。）を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

四 中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等の表示を検討していること。

五 中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

六 中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明す

〔項を加える。〕

るためのものではないこと。

七 繼続企業の前提に関する経営者の評価について検討すること。

- 八 監査役等と適切な連携を図ること。
〔項を削る。〕

16||

第一項第三号イ(2)に掲げる結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定の結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた旨

二 除外事項を付した限定付結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨

三 否定的結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨

第一項第三号ロに掲げる結論の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して行われた旨

第一項第三号イに掲げる四半期レビューの対象は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲について記載するものとする。

16||
〔項を加える。〕

第一項第三号イに掲げる四半期レビューの対象は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲について記載するものとする。

二 四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること。

三 第一項第三号イ(2)に掲げる結論が前項第二号に掲げる結論の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）並びにこれらを踏まえて前項第

二号に掲げる結論とした理由

ロ 実施できなかつた重要な四半期レビュー手続及び当該重要な四半期レビュー手続を実施できなかつた事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる結論とした理由

四 第一項第三号イ(2)に掲げる結論が前項第三号に掲げる結論の区分である場合には、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた理由

「項を削る。」

「項を削る。」

17||

18||

第一項第三号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

二 四半期財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。
第一項第三号ハに掲げる四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあること。
二 四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビュ

「項を削る。」

18|
偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、四半期レビュー
第一項第三号ニに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な

20|
一条又は四半期連結財務諸表規則第二十七条の規定による注記に
第一項第三号亦に掲げる事項は、四半期財務諸表等規則第二十

ーの基準に準拠して行われた旨

三 四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー

手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われた旨

四 四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること。

五 第一項第三号ニに掲げる結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定の結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキヤッショ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事が全ての重要な点において認められなかつた旨

二 除外事項を付した限定付結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキヤッショ・フローの状況を重要な点において適正に表示しないと信じさせる事項が認められなかつた旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該四半期財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）又は実施できなかつた重要な四半期レビュー手続及び当該事実が影響する事項否定的結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキヤッショ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨及びその理由

ーを実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

19||

第一項第三号亦に掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 経営者の責任 次に掲げる事項

イ 四半期財務諸表等を作成する責任があること。

ロ 四半期財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ 繼続企業の前提（四半期財務諸表等規則第二十一条（連結四半期財務諸表規則第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第三号において同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二 監査役等の責任 財務報告に係る過程を監視する責任があること。

第一項第三号へに掲げる四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は

独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

二 四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われたこと。

三 繼続企業の前提に関する経営者の評価について検討すること。

四 監査役等と適切な連携を図ること。

21 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュ

21

公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュ

「項を加える。」

係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当であると判断した事項について区分して記載するものとする。

「項を加える。」

一手続きが実施されなかつたこと等により、第一項第一号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号イ(2)に定める結論の表明ができない場合は、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ(2)若しくは第二号イ(2)の意見又は同項第三号イ(2)の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

「略」

26 25 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

26 25 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

23 22 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十四項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

23 22 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十九項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

「同上」

前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

27 第二十五条の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されていの場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ(2)及び第十九項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

第二号様式

中間監査概要書(表紙)

年 月 日提出

財務(支)局長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称

印

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社名の一覧
(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)
(日本産業規格 A4 210×297ミリメートル)
中間監査概要書
会社名
(番号)
公認会計士の氏名又は監査法人の名称

27 第二十五条の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されてい場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十九項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

第二号様式

中間監査概要書(表紙)

年 月 日提出

財務(支)局長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称

印

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社名の一覧
(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)
(日本産業規格 A4 210×297ミリメートル)
中間監査概要書
会社名
(番号)
公認会計士の氏名又は監査法人の名称

中間財務諸表	第 期に係る中間会計期間	年 月 日から	中間財務諸表	第 期に係る中間会計期間	年 月 日から
		年 月 日まで			年 月 日まで
中間連結財務諸表	中間連結会計期間	年 月 日から	中間連結財務諸表	中間連結会計期間	年 月 日から
		年 月 日まで			年 月 日まで
第一部 [略]			第一部 [同左]		
第二部 中間監査の実施状況等			第二部 中間監査の実施状況等		
[1 ・ 2 略]			[1 ・ 2 同左]		
<u>3</u> 繼続企業の前提に関する注記に係る事項			[加える。]		
<u>4</u> [略]			<u>3</u> [同左]		
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
[略]			[同左]		
第四号様式					
<u>四半期レビュー概要書</u> (表紙)			<u>四半期レビュー概要書</u> (表紙)		
年 月 日 提出			年 月 日 提出		
_____ 財務(支)局長 殿					
公認会計士の事務所名及び氏名 又は監査法人の名称					
_____ (印)					
事務所又は監査法人の所在地					

電話番号					

被監査会社名の一覧 (番号)					

(本書面の枚数 表紙共 枚)					
(日本産業規格 A4 210×297ミリメートル)					
四半期レビュー概要書					
<u>会社名</u> _____ (番号)			<u>会社名</u> _____ (番号)		

	公認会計士の氏名又は監査法人の名称	
四半期財務諸表	第 一期に係る第 四半期会計期間 年 月 日から 年 月 日まで 同四半期累計期間 年 月 日から 年 月 日まで	四半期財務諸表 第 一期に係る第 四半期会計期間 年 月 日から 年 月 日まで 同四半期累計期間 年 月 日から 年 月 日まで
四半期連結財務諸表	第 四半期連結会計期間 年 月 日から 年 月 日まで 同四半期連結累計期間 年 月 日から 年 月 日まで	四半期連結財務諸表 第 四半期連結会計期間 年 月 日から 年 月 日まで 同四半期連結累計期間 年 月 日から 年 月 日まで
第一部	[略]	第一部 [同左]
第二部	四半期レビューの実施状況等 [1 ・ 2 略] <u>3</u> 継続企業の前提に関する注記に係る事項	第二部 四半期レビューの実施状況等 [1 ・ 2 同左] [加える。]
	<u>4</u> [略] (記載上の注意) [(1)・(2) 略]	<u>3</u> [同左] (記載上の注意) [(1)・(2) 同左]
備考	表中の [] の記載及び対象規定の1重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	